

經濟産業省

01. 地域新成長産業創出促進事業費補助金
(先端農業産業化システム実証事業)
02. 成長産業・企業立地促進等事業費補助金
03. 地域企業立地促進等委託費
04. 東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業
05. 地域ヘルスケア構築推進事業
06. 伝統的工芸品産業支援補助金
07. 伝統的工芸品産業振興補助金
08. 中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金
09. 中心市街地商業等活性化支援業務等委託費
10. 住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金
11. 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金
12. 独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金
13. 地熱資源開発調査事業費補助金
14. 地熱開発理解促進関連事業支援補助金
15. 地熱資源探査出資等事業
16. 特許等取得活用支援事業
17. 中小企業再生支援協議会事業
18. 新事業活動・農商工連携等促進支援事業

経済産業省 1

施策名	地域新成長産業創出促進事業費補助金 (先端農業産業化システム実証事業)	予算額(百万円)	1,610
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>東日本大震災の被災地域等において、民間事業者等（民間企業、民間団体、公益法人、研究機関等）が行う先端的な商業・工業の技術やノウハウを用いた農業と連携したシステム等の実証及びビジネス化等に要する経費の一部を国が補助することにより、被災地の復興と農水産業者の収益の拡大を促進するとともに、開発された技術を全国的に普及拡大することにより、農水産業の競争力を強化し、我が国の経済成長をけん引することを目的とする。</p>		
対象者	民間事業者等		
対象事業	<p>(1)先端技術活用システム実証事業 地域にある工業技術や商業ネットワーク等を活用した、先端的な農業システム（植物工場等）により、被災地の復興に資する実証を実施する事業。</p> <p>(2)流通システム・ブランド構築実証事業 (1)の先端技術活用システム実証事業において生産された生産品や被災地域の農林水産品等を市場ニーズを捉えて、国内の消費者等へ拡大展開するための流通ネットワーク構築等のための実証を実施する事業。</p>		
支援内容	<p>(1)先端技術活用システム実証事業 事業費の3分の2について補助。</p> <p>(2)流通システム・ブランド構築実証事業 事業費について定額を補助。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①平成25年春に、各地方経済産業局において事業の提案公募受付。応募事業者が提案書を作成し応募。</p> <p>②公募（①）の締め切り後、に外部委員による審査会を実施。一ヵ月後を目処に採択事業を決定。</p> <p>③事業完了時に各地方経済産業局に報告。各地方経済産業局は確定検査を実施し、最終的な補助額を確定。当該額に基づき、各地方経済産業局より補助金の支払い。</p>		
備考	—		
連絡先	経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済産業政策課	TEL : 03-3501-1697 FAX : 03-3580-6389 URL : http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/hukkyu_01.pdf	

経済産業省 2

施策名	成長産業・企業立地促進等事業費補助金	予算額(百万円)	586
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律		
概要	<p>企業のグローバル展開が進展し、国際的な企業誘致競争が激化する中、地域がそれぞれの強みをいかした魅力的な企業立地環境を整備し、戦略的な立地促進と産業集積の形成を図ることは、地域における雇用創出や地域間格差の是正、我が国産業の国際競争力強化の観点から重要である。このため、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」（以下「企業立地促進法」という。）に基づき、地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進や地域産業集積の形成等の取り組みに対する予算措置を講じる。</p>		
対象者	<p>企業立地促進法に基づき、企業立地促進等に取り組む地域産業活性化協議会構成員等を対象とする。</p>		
対象事業	<p>企業立地促進法に基づき、我が国の成長産業分野を対象に、新規立地、付加価値増加、雇用創出を促進するため、企業誘致に係る人材育成、地域におけるネットワーク形成等の取り組みを支援する。</p>		
支援内容	<p>○地域企業立地促進等事業費補助金（補助率10/10）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長産業人材養成等支援事業 誘致等に関連する産業のニーズを踏まえた、新規立地等につながる地域の高度な人材養成等の取り組みを支援 ・成長産業振興・発展対策支援事業 地域における産学官の広域的なネットワーク形成とその強化及び新事業の創出等の取り組みを支援 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(平成25年) 3月14日～4月12日：公募 5月中旬～6月上旬：採択事業者公表 6月上旬以降：各地方経産局にて交付決定、事業開始（平成26年3月まで）</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 立地環境整備課</p>	<p>TEL：03-3501-0645 FAX：03-3501-6231 URL：http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/chiki_g01.pdf</p>	

経済産業省 3

施策名	地域企業立地促進等委託費	予算額(百万円)	56
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等			
概要	<p>企業等が立地に関する取組で生ずる個々の問題点に対して、調査を行うとともに解決策の提示をワンストップで実施し、さらに各地域における企業立地及び産業集積活性化に係る優れた取組事例等の情報を広く提供する機関（工場立地相談窓口）を全国の地域ブロックに設け、企業立地の専門家を配置。事業者や自治体からの相談への対応を行う。</p>		
対象者	事業者や自治体等		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自治体、事業者等からの企業立地に関する規制、手続等に関して相談受付、助言等 2. 企業立地の計画について、助言・フォローアップ等 3. 企業立地に関する調査・分析・情報収集等 4. 企業立地計画の取りまとめ等 5. 企業立地支援施策の事例紹介、地域の取組等紹介 <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<p>国内投資促進のため全国の地域ブロック毎に企業立地情報・手続等に関するワンストップサービスを提供する総合的な「工場立地相談窓口」を設け、民間団体等への委託により専門家を配置し、事業者や自治体の相談に対応する。</p>		
変更のポイント			
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(平成25年) 6月以降：各窓口設置、支援開始</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 経済産業政策局 TEL：03-3501-0645 地域経済産業グループ FAX：03-3501-6231 立地環境整備課 URL：http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/chiki_g_01.pdf</p>		

経済産業省 4

施策名	東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業		予算額(百万円)	200
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—			
概要	被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図るため、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるソーシャルビジネスの創出や事業基盤の強化を推進する。 具体的には、先進的に活動するＳＢ事業者等のノウハウの移転や、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となりうるＳＢの創出等に関する取組に対して補助を行う。			
対象者	民間団体等			
対象事業	<p>○先進的に活動するＳＢ事業者等が、自らの成功モデルのノウハウを、類似の課題を抱える被災地等の他地域に移転する取組を支援。</p> <p>○ＳＢ事業者が被災地において新たなＳＢ事業を創出する取組や、ＳＢの普及啓発のための取組を支援。</p>			
支援内容	民間団体等へ、対象事業により補助対象経費の１０／１０、２／３を補助。			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(平成２５年)</p> <p>４月１日～４月２２日 : 公募</p> <p>６月上旬(予定) : 採択決定</p> <p>６月以降(予定) : 交付決定、事業開始(平成２６年３月まで)</p>			
備考	—			
連絡先	経済産業省 地域経済産業グループ 地域新産業戦略室	TEL : 03-3501-8794 FAX : 03-3501-7917 URL : http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/hukkyu_01.pdf		

経済産業省 5

施策名	地域ヘルスケア構築推進事業		予算額(百万円)	712
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	「日本再生戦略」～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～ 「ライフ成長戦略」 (重点施策：ロボット技術による介護現場への貢献や新産業創出／医療・介護等周辺サービスの拡大)			
概要	民間事業者と医療機関等が連携することで、公的保険では提供できない多様なニーズに応える医療・介護周辺サービスが自立的に創出・提供されるよう、多様な機能を有する異業種の連携等により、新たに医療・介護周辺のサービスを立ち上げる医療機関、事業者等を支援する。			
対象者	民間事業者、医療・介護機関等			
対象事業	医療・介護機関や保険者と連携した運動支援、リハビリサービス、配食サービス、在宅見守りサービス、健康アドバイスサービス等の民間サービスを業態転換や異業種の連携等を通じて立ち上げる医療機関や事業者を支援すると同時に、医療・介護機関と民間サービス事業者とをマッチングし、事業の立ち上げ支援等を行う中間支援事業体の創出を支援。			
支援内容	事業立ち上げ、中間事業体の創出に係る費用について、2／3を補助。併せて、本事業における制度的課題の抽出、事業環境整備のための調査を実施。			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間団体等より、経済産業省に対して、公募期間中に中間団体として補助金の申請書を提出 2. 経済産業省において申請内容を審査し、採択先を決定 3. 民間事業者等より、中間団体に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 4. 補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、中間団体へ事業成果を報告 5. 中間団体より経済産業省へ事業成果を報告 5. 経済産業省から補助金を受給 			
備考	—			
連絡先	経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課	TEL : 03-3501-1790 FAX : 03-3501-0315 URL : http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/shoivo_01.pdf		

経済産業省 6

施策名	伝統的工芸品産業支援補助金	予算額(百万円)	360
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律		
概要	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき、伝統的工芸品の製造協同組合等が主体的に取り組む振興事業等に対する支援を実施。		
対象者	<p>「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく下記計画の認定を受けた製造協同組合等。</p> <p>【計画名及び作成主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○振興計画：製造協同組合等 ○共同振興計画：製造協同組合等と販売事業者等 ○活性化計画：製造事業者又はそのグループ、製造協同組合等 ○連携活性化計画：製造事業者又はそのグループ、製造協同組合等 ○支援計画：伝統的工芸品産業の支援事業を実施する者 		
対象事業	<p>各計画に基づいて実施される、以下の事業（補助率）を対象とする。</p> <p>【振興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後継者育成事業（1／2以内、2／3以内） ○技術・技法の記録収集・保存事業（2／3以内） ○原材料確保対策事業（2／3以内） ○需要開拓事業（2／3以内） ○意匠開発事業（2／3以内） <p>【共同振興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○需要開拓等共同展開事業（2／3以内） ○新商品共同開発事業（2／3以内） <p>【活性化計画・連携活性化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○活性化事業・連携活性化事業（2／3以内） <p>【支援計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人材育成・交流支援事業（1／2以内） ○産地プロデューサー事業（1／2以内） 		
支援内容	○補助対象経費のうち、各事業に定められた補助率に従って交付します。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>【各種計画の認定】</p> <p>認定を受けようとする製造協同組合は、都道府県又は市町村を通じて、経済産業大臣に申請を行う必要があります。各都道府県又は市町村、及び所管経済産業局の伝統的工芸品産業担当部局まで御連絡下さい。</p> <p>【補助金の交付】</p> <p>補助金の交付を受けようとする事業者は、地域の所管経済産業局へ申請が必要です。各経済産業局の伝統的工芸品産業担当部局まで御連絡下さい。</p>		
備考			
連絡先	経済産業省 商務情報政策局 伝統的工芸品産業室	TEL： 03-3501-3544 FAX： 03-3501-6794	

経済産業省 7

施策名	伝統的工芸品産業振興補助金	
	予算額(百万円)	500
	区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	伝統的工芸品産業の振興に関する法律	
概要	伝統的工芸品産業の振興をはかるため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人」が実施する、①人材確保及び技術・技法継承事業、②産地指導事業、③普及促進事業、④需要開拓事業の一部を補助する。	
対象者	交付先：伝統的工芸品産業の振興に関する法律第23条に基づく一般社団法人又は一般財団法人	
対象事業	当該法人が行う以下の事業を対象とする。 <input type="checkbox"/> 人材確保及び技術・技法継承事業 <input type="checkbox"/> 産地指導事業 <input type="checkbox"/> 普及推進事業 <input type="checkbox"/> 需要開拓事業	
支援内容	○上記事業の補助対象経費のうち、定められた補助率（1/2、2/3、定額）に従って交付する。	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール (予定でも可)	—	
備考	—	
連絡先	経済産業省 TEL：03-3501-3544 商務情報政策局 FAX：03-3501-6794 伝統的工芸品産業室	

経済産業省 8

施策名	中心市街地魅力発掘・創造支援事業費補助金	予算額(百万円)	1,000
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた市町村等において、まちづくり会社等が実施する取組を支援する。具体的には、①まちの魅力を高めるための事業化調査、②先導的・実証的な取組、③専門人材の派遣に対し、重点的に支援を行う。		
対象者	まちづくり会社(※)、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人 等 ※自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始めまちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社。		
対象事業	<p>①まちの魅力掘り起こし調査 まちの魅力を探るための調査に対し支援。(例) ニーズ調査、マーケティング調査等</p> <p>②専門人材活用 まちづくり事業に専門的な知見を有する人材の招聘等に対し支援。 (例) 経営コンサルタント、建築家、デザイナー、タウンマネージャー等</p> <p>③先導的・実証的な取組 ①の調査やそれと同様のまちの魅力を探る調査による分析に基づいた、以下の事業を支援。ただし、地域全体への波及効果や効果の持続性が弱い事業は対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活者の利便性向上に資するとともに、中心市街地に欠けている機能を補完する施設等 (例) 子育て支援施設等を併設した複合施設等 ・地域産業支援を活用した製品の加工・販売・発信施設等 (例) 地域製品の販売所、地域の製造業者と連携して商品開発が行えるインキュベーション施設等 ・まちづくりのコンセプトを具現化するデザインコードに基づいて整備される中核施設等 (例) 町屋等の歴史的建造物を活用した商空間整備等 ・持続的ににぎわい創出につながるイベント事業 (例) 市民が企画・参加し、個々の商品を地域の魅力やまちのイメージにつながるイベント事業 ・まちづくりに関わる事業者が連携して行う面的波及効果が見込まれる事業 (例) 地域公共交通機関とまちづくり会社が連携したICカードを活用した電子マネーサービス事業 		
支援内容	まちづくり会社、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人等が実施する事業の補助対象経費を原則1/2補助。ただし、経済産業大臣が認める等一定の要件を満たした場合、補助率が2/3になる。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金交付の流れは、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①経済産業省がHP等で公募。 ②希望する事業者は公募要領を確認のうえ、経済産業局に申請書類を提出。 ③外部有識者等からなる審査委員会により申請事業を審査。 ④経済産業省が採択事業を決定。事業者へ通知。 ⑤事業者は、事業を実施。 ⑥事業者は、事業完了後に実績報告書を経済産業局に提出。 ⑦経済産業局が補助金の額を確定し、事業者へ補助金の支払。 		
備考	—		
連絡先	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室 中小企業庁 経営支援部 商業課	TEL : 03-3501-3754 FAX : 03-3501-6204 URL : http://www.meti.go.jp/ TEL : 03-3501-1929 FAX : 03-3501-7809 URL : http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/index.html	

経済産業省 9

施策名	中心市街地商業等活性化支援業務等委託費	予算額(百万円)	190
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	中心市街地の活性化に関する法律		
概要	地域によっては、人材やノウハウの不足により中心市街地活性化等の取組が停滞している状況を踏まえ、まちづくりの中核となる人材育成への支援や他地域の参考となる事業手法等を広く普及する。加えて、新たなまちづくり事業手法の調査・研究を行います。		
対象者	民間事業者等		
対象事業	経済産業省が民間事業者に委託し行う次の事業 (1)人材育成事業 (2)効果分析・検証事業		
支援内容	(1)人材育成事業 タウンマネージャーとなる人材の育成事業や、全国のまちづくりの専門家とまちづくり団体を繋ぐプラットフォームの整備を行う。 (2)効果分析・検証事業 中心市街地活性化のための支援措置の政策効果を測るための手法の開発、全国からまちづくり関係者を集め、成功事例や失敗事例の要因等の情報発信を行う。		
変更のポイント	人材育成を拡充。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	支援手続きの流れは、以下のとおり。 (1)人材育成事業 (2)効果分析・検証事業 ①経済産業省及び受託事業者がHP等で対象者を公募。 ②対象者が申請。 ③経済産業省及び受託事業者が対象者を決定。 ④経済産業省及び受託事業者が対象者に各種事業を展開。		
備考	—		
連絡先	経済産業省 商務流通保安グループ 中心市街地活性化室	TEL : 03-3501-3754 FAX : 03-3501-6204 URL : http://www.machigenki.jp/	

経済産業省 10

施策名	住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金	予算額(百万円)	11,000
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第7号		
概要	<p>エネルギー消費量が増大している住宅・ビルのネット・ゼロ・エネルギー化(※)を推進するため、高性能設備機器等(空調・照明・給湯等)の導入を支援する。</p> <p>また、既築住宅の断熱性能向上を図るため、高性能な断熱材や窓等の導入を支援し、市場創出による価格低減を目指し、将来的な高性能建材の自立的普及拡大を図る。</p> <p>※ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス(ZEB/ZEH)：年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなるビル・住宅</p>		
対象者	事業者等		
対象事業	<p>○民生用のビルに対し、ZEBの構成要素に資する高性能設備機器等を導入し、高い省エネルギー性能を実現する事業。【ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業】</p> <p>○高性能設備機器と制御機構等の組合せによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムを導入し、ZEHを実現する事業。【ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業】</p> <p>○既築住宅の改修に対し、一定の省エネルギー性能を満たす高性能な断熱材や窓等を導入する事業。【既築住宅における高性能建材導入促進事業】</p>		
支援内容	<p>○ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業については、高性能設備機器等へ最大2/3を補助。</p> <p>○ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業については、高性能設備機器等へ最大1/2を補助。</p> <p>○既築住宅における高性能建材導入促進事業については、高性能な断熱材や窓等の導入に対し、最大1/3を補助。</p>		
変更のポイント	<p>○住宅・建築物のゼロエネルギー化を実現するためには、高性能建材についても普及と価格の低減が必要であるため、市場拡大のために高性能建材を支援対象に追加。合わせて名称を「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業」から上記の通り変更。</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 民間団体等より、経済産業省に対して、公募期間中に執行団体として補助金の申請書を提出 ② 経済産業省において申請内容を審査し、採択先を決定 ③ 民間事業者等より、執行団体に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 ④ 補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、執行団体へ事業成果を報告 ⑤ 執行団体より経済産業省へ事業成果を報告 ⑥ 経済産業省から補助金を受給 		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 TEL：03-3501-9726</p> <p>省エネルギー・新エネルギー部 FAX：03-3580-8439</p> <p>省エネルギー対策課</p>		

経済産業省 1 1

施策名	再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金	予算額(百万円)	4,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概要	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する再生可能エネルギー熱（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、雪氷熱、温度差エネルギー、バイオマス燃料製造）利用設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。		
対象者	再生可能エネルギー熱利用設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等		
対象事業	以下の再生可能エネルギー熱利用設備を導入する事業で一定の条件（規模要件等）を満たすもの。 ○太陽熱利用 ○バイオマス熱利用 ○地中熱利用 ○雪氷熱利用 ○温度差エネルギー利用 ○バイオマス燃料製造		
支援内容	○地方自治体、非営利民間団体（社会福祉法人、学校法人等）が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内の補助。 ○中小企業が事業を行う場合、離島地域において事業を行う場合には一部要件を緩和。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。		
備考	—		
連絡先	経済産業省資源エネルギー庁 TEL : 03-3501-4031 省エネルギー・新エネルギー部 FAX : 03-3501-1365 新エネルギー対策課		

経済産業省 1 2

施策名	独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金	予算額(百万円)	3,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ハ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第8号		
概要	地方自治体や非営利民間団体、民間事業者等が実施する自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等（太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱及びそれらを導入する際に付帯する蓄電池）設備の導入に対し、事業費の一部を補助する。		
対象者	自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等設備を導入する地方自治体、非営利民間団体、民間事業者等		
対象事業	以下の自家消費向け再生可能エネルギー発電システム等設備を導入する事業で一定の条件（規模要件等）を満たすもの。 ○太陽光発電 ○風力発電 ○バイオマス発電 ○水力発電 ○地熱発電		
支援内容	○地方自治体、非営利民間団体（社会福祉法人、学校法人等）が事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○地方自治体と民間事業者が連携して事業を行う場合には2分の1以内の補助。 ○民間事業者等が事業を行う場合には3分の1以内の補助。 ○離島地域において事業を行う場合には一部要件を緩和。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	補助を受ける手続きは、以下のとおり。 ① 事業者は公募要領に従い、申請書類を作成。 ② 当該申請書類を窓口である執行団体に提出。 ③ 審査委員会にて事業内容の審査を受けた後、交付決定。 ④ 事業計画に従い、事業開始。 ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。確定検査を受けた後、補助額が確定。 ⑥ 補助金の交付を受ける。		
備考	—		
連絡先	経済産業省資源エネルギー庁 TEL : 03-3501-4031 省エネルギー・新エネルギー部 FAX : 03-3501-1365 新エネルギー対策課		

経済産業省 13

施策名	地熱資源開発調査事業費補助金	予算額(百万円)	7,500
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	JOGMECをとおり民間事業者等が地熱資源開発に取り組む際に高いリスクを伴う地表調査及び掘削調査に対して補助を行い、民間事業者等が行う地熱資源開発の取組を促進する。		
対象者	開発事業者等		
対象事業	<p>①ポテンシャル調査 有望な地熱開発地点において、地熱資源量を確認するための初期調査（地上から機器を使用した計測等の手法）について支援。</p> <p>②掘削調査 上記①の次に、地中の掘削調査（浅い地中における温度や岩石試料の調査、地質の構造をモデル化すること等）について支援。</p> <p>③地熱資源開発関連調査 地熱資源の開発に必要なモニタリング調査等について支援</p>		
支援内容	<p>①ポテンシャル調査 : 補助率 3/4</p> <p>②掘削調査 : 補助率 1/2</p> <p>③地熱資源開発関連調査 : 補助率 定額</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①JOGMECが、当該事業の公募説明会を開催（参加は任意）</p> <p>②補助を受けようとする事業者等が、申請資料をJOGMECに申請 (平成25年度受付期間：平成25年3月4日～平成25年11月29日)</p> <p>③JOGMECでの審査、審査結果の通知、事業者等による事業開始</p> <p>④事業完了後、JOGMECによる確定検査の実施、補助金の支払い</p>		
備考	<p>【当該補助金に関するお問い合わせ先】 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） 地熱部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング西棟2F TEL：03-6758-8001（代表） FAX：03-6758-8087 MAIL: chinetsu_h25_koubo@jogmec.go.jp JOGMEC地熱部ホームページ：http://www.jogmec.go.jp/geothermal/index.html</p>		
連絡先	資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課	TEL：03-3501-2773 FAX：03-3580-8449 URL： http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/ene_shinen_02.pdf	

経済産業省 14

施策名	地熱開発理解促進関連事業支援補助金	予算額(百万円)	2,800
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	地熱を有効利用して地域の地熱利用促進に資する事業に対し支援を行うことで、地域との共生を図り、地熱資源開発を促進することを目的とする。		
対象者	地方公共団体 温泉事業者 第3セクター 開発事業者 等		
対象事業	<p>地熱開発の理解促進のため、地熱の有効利用を通じた地域振興を目的として行う事業などに対する支援を行います。(提案公募型)</p> <p>☆事業イメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> *地熱利用による地域振興事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地熱の熱水を有効活用したハウス栽培事業 ・地熱の熱水を有効活用した養殖事業 ・地熱の熱水を有効活用した融雪事業 等 *地熱発電、地熱資源に関する勉強会 *稼働中の地熱発電所見学会 		
支援内容	定額補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>(当該スケジュールは予定になります。詳細は下記備考の連絡先又は資源エネルギー庁までお問い合わせください)</p> <p>平成25年4～6月：公募開始、公募説明会実施 公募期間中：案件の審査、採択・不採択の決定、事業開始 平成26年4月：確定検査、補助金の支払い</p>		
備考	<p>○経済産業局担当課室連絡先</p> <p>北海道経済産業局 エネルギー対策課 011-709-1753 東北経済産業局 電力・ガス事業課 022-221-4936 関東経済産業局 電力事業課 048-600-0381 中部経済産業局 資源エネルギー環境課 052-951-2791 電力・ガス事業北陸支局 開発計画室 076-432-5589 近畿経済産業局 資源・燃料課 06-6966-6044 中国経済産業局 資源エネルギー環境課 082-224-5713 四国経済産業局 エネルギー対策課 087-811-8535 九州経済産業局 エネルギー対策課 092-482-5473 内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課 098-866-1756</p>		
連絡先	資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課	TEL : 03-3501-2773 FAX : 03-3580-8449 URL : http://www.meti.go.jp/main/yosan2013/pr/pdf/ene_shinen_02.pdf	

経済産業省 15

施策名	地熱資源探査出資等事業	予算額(百万円)	8,000
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	JOGMECの専門機能を利用し、開発段階に応じて、地表調査段階（補助）、探査段階（出資）、建設段階（債務保証）の一貫した支援を実施する。		
対象者	開発事業者		
対象事業	<p>①探査段階への出資 地価の熱源から十分な量の蒸気を安定的に取り出すことができるかを確認するための井戸の掘削調査等を行うための費用を出資</p> <p>②坑井掘削、建設段階への債務保証 発電に必要な井戸の掘削や汽力発電設備設置等の建設段階への債務保証</p>		
支援内容	<p>①出資比率：50%以内</p> <p>②債務保証比率：80%以内</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>①JOGMECが、当該事業の説明会を開催（参加は任意）</p> <p>②支援を受けようとする事業者等が、申請資料をJOGMECに申請</p> <p>③JOGMECでの審査、財務省協議、審査結果の通知</p>		
備考	<p>【当該補助金に関するお問い合わせ先】 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC） 地熱部 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング西棟2F TEL：03-6758-8001（代表） FAX：03-6758-8087 MAIL:chinetsu_h25_koubo@jogmec.go.jp JOGMEC地熱部ホームページ：http://www.jogmec.go.jp/geothermal/index.html</p>		
連絡先	資源エネルギー庁 資源・燃料部 政策課	TEL：03-3501-2773 FAX：03-3580-8449 URL：	

経済産業省 16

施策名	特許等取得活用支援事業	予算額(百万円)	1,601
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>中小企業等のアイデア段階から事業展開までの知的財産に関する悩みや課題をその場で解決するため、都道府県ごとに窓口（知財総合支援窓口）の整備及び支援人材の配置を行いワンストップで解決支援。</p>		
対象者	知的財産に関する悩みや課題を抱える中小企業等		
対象事業	—		
支援内容	<p>○「知財総合支援窓口」における支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該窓口に配置された支援人材が、知的財産に関する様々な課題等をその場で受け付けて解決を図るワンストップサービスを提供する。 ・専門性の高い課題等に対しては、弁理士や弁護士等の知財専門家を活用して（内容によっては複数人でチームを組んで）窓口の支援担当者と協働して解決を図る。 ・知的財産を有効に活用できていない中小企業等を発掘し、知的財産の活用を促進する。 ・関係する支援機関やその機関の専門家と十分に連携し、効率的に課題等の解決を図る。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記URL先に都道府県ごとの知財総合支援窓口一覧を掲載。 ・全国共通お問い合わせ先として、最寄りの知財総合支援窓口に繋がるナビダイヤル「0570-082100」を設置。 ・窓口の支援担当者が知的財産に関する悩みや課題等に対応。 		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省 特許庁 総務部普及支援課</p>	<p>TEL : 03-3501-5878 FAX : 03-3506-8615 URL : http://www.ipa.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/chizai_mado.htm</p>	

経済産業省 17

施策名	中小企業再生支援協議会事業	予算額(百万円)	4,335
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第41条		
概要	企業再生の専門家が、再生を検討する中小企業・小規模事業者の相談対応や再生計画の策定支援を行うとともに、中小企業・小規模事業者の経営資源を引き継ぐ意欲ある中小企業・小規模事業者等に対して、事業引継ぎの専門家が、課題解決に向けた適切なアドバイス等を実施する。		
対象者	再生及び事業引継ぎを目指す中小企業・小規模事業者		
対象事業	<p>【再生事業】 都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会において、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画策定の支援、金融機関等との調整などを支援。</p> <p>【事業引継ぎ支援事業】 都道府県に設置されている認定支援機関（法律に基づき認定を受けた商工会議所等の支援機関。）に「事業引継ぎ相談窓口」を設置し、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を実施。さらに、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域に、「事業引継ぎ支援センター」を設置し、事業引継ぎに関するより専門的な支援を実施。</p>		
支援内容	<p>【再生事業】 ○企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業・小規模事業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施。 ○相談案件のうち、再生のためには財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画の策定を支援。 ○なお、再生計画策定支援に当たっては、政府系金融機関をはじめ関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間との調整を支援。</p> <p>【事業引継ぎ支援事業】 ○事業引継ぎ相談窓口では、窓口相談員が中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援施策及び支援機関の紹介等を実施。 ○事業引継ぎ支援センターでは、事業引継ぎの専門家が事業引継ぎに係る課題解決のための助言やマッチング支援等を実施。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要なため、経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会において相談を受け付ける。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部を負担していただく場合あり。連絡先は下記のウェブサイトの中小企業再生支援協議会一覧を参照。 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm</p> <p>事業引継ぎについては、事業引継ぎ等に関する悩みがあれば、各都道府県に設置されている事業引継ぎ相談窓口にて相談を受け付ける。その後、より専門的な支援を行う必要がある場合は、事業引継ぎ支援センターにて事業引継ぎに係るマッチング支援等を実施する。 ※各都道府県における事業引継ぎ相談窓口の連絡先は以下のウェブサイト参照。 http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2011/110630HikitsugiMadoguchi.htm</p>		
備考	—		
連絡先	<p>経済産業省中小企業庁</p> <p>事業環境部 金融課 TEL : 03-3501-2876 FAX : 03-3501-6861</p> <p>事業環境部 企画課 TEL : 03-3501-1765 FAX : 03-3501-7791</p>		

経済産業省 18

施策名	新事業活動・農商工連携等促進支援事業	予算額(百万円)	1,860
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律		
概要	<p>中小企業者が行う、異分野の中小企業の連携、地域産業資源の活用、農商工等連携の制度を活用して先進的かつモデル性の高い事業計画に沿って取り組む新商品・新サービスの開発等の取組に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の新事業活動等の促進を図る。</p> <p>①新連携支援事業 異分野・異業種の中小企業者同士が連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用して行う新事業活動を支援</p> <p>②地域資源活用売れる商品づくり支援事業 中小企業者等が地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源、伝統文化等)を活用して行う新事業活動を支援</p> <p>③農商工等連携対策支援事業 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、互いの経営資源(技術・販路等)を活用して行う新事業活動を支援</p>		
対象者	各法律に基づき事業計画の認定を受けた中小企業者等		
対象事業	各法律に基づき認定を受けた事業計画に沿って取り組む、市場調査、試作品の開発、展示会等の開催又は出展、知的財産に係る調査等		
支援内容	補助上限額：3,000万円/計画、補助率：2/3		
変更のポイント	組替えによる新規予算		
支援手続スケジュール (予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 1. 各法律に基づき、事業計画の認定を受ける 2. 経済産業局に対して、公募期間中に補助金の申請書を提出 3. 経済産業局において申請内容を審査し、採択先を決定 4. 経済産業局から補助金の交付決定後、事業を実施し、終了後、経済産業局へ事業成果を報告 5. 経済産業局から補助金を受給		
備考	—		
連絡先	経済産業省 中小企業庁 新事業促進課	TEL：03-3501-1767 FAX：03-3501-7055 URL： http://www.chusho.meti.go.jp/	